

## フラット35(住宅金融支援機構)適合証明業務に関する申請手数料一覧表

平成 17 年 3 月 28 日一部改定  
 平成 18 年 5 月 1 日一部改定  
 平成 18 年 5 月 9 日一部改定  
 平成 18 年 9 月 6 日一部改定  
 平成 19 年 5 月 21 日一部改定  
 平成 19 年 6 月 28 日一部改定

### 1. 新築住宅の適合証明業務手数料

#### (1)一戸建て、連続建て、重ね建て

		設計検査	中間現場検査	竣工現場検査
確認と同時申請	適合証明	5,000 円	7,000 円	8,000 円
	優良住宅	5,000 円 +2,000×U円	7,000 円 +(5,000×U)円	8,000 円 +(6,000×U)円
単独申請	適合証明	12,000 円	14,000 円	15,000 円
	優良住宅	12,000 円 +(3,000×U)円	14,000 円 +(7,000×U)円	15,000 円 +(8,000×U)円

注)1 確認等とは、建基法に基づく確認・検査又は品確法に基づく住宅性能評価を同時に申請し、或いはその双方を併せて申請する場合と致します(以下同じ)。

注)2 単独申請で、遠隔割増料金が必要な地域は、別表3を参照ください。

注)3 「竣工特例」適用の場合、一戸建ては、32,000 円とし、連続建て、重ね建ては、戸建てに、6,000 円/(戸-1)、を加算した手数料と致します。

注)4 「U」とは、省エネルギー性能、耐震性能、バリアフリー性能、(耐久性・可変性)性能の 4 件からの選択数と致します。

注)5 上記金額に消費税(5%)を別途お支払い下さい。

## (2) 共同住宅

		設計検査	中間現場検査	竣工現場検査
確認と同時申請	適合証明	4,000 円/戸 上限 80,000 円(21 戸以上)		6,000 円/戸 上限 120,000 円(21 戸以上)
	優良住宅	5,000 円/戸 上限 300,000 円		7,000 円/戸 上限 400,000 円(58 戸以上)
単独申請	適合証明	9,000 円/戸 上限 150,000 円(17 戸以上)		10,000 円/戸 上限 150,000 円(15 戸以上)
	優良住宅	11,000 円/戸 上限 400,000 円		12,000 円/戸 上限 500,000 円(42 戸以上)

注),1 別途適合通知書作成手数料 2,000 円/戸を申し受けます。但し、一括適合証明の場合の、通知手数料は免除いたします。

注),2 「竣工特例」適用の場合、戸当たり 24,000 円とした手数料と致します。尚、上限はありません。

注),3 単独申請で、遠隔割増料金が必要な地域は、別表3を参照ください。

注),4 上記金額に消費税(5%)を別途お支払い下さい。

## 2. 中古住宅の適合証明業務手数料

### (1) 一戸建て、連続建て、重ね建て

延べ床面積(m <sup>2</sup> )		現況調査等	
		設計図書有り	設計図書無し
200 m <sup>2</sup> 以下	適合証明のみ	35,000 円	55,000 円
	優良住宅取扱支援制度利用の場合	40,000 円	70,000 円
200 m <sup>2</sup> 超	適合証明のみ	38,000 円	58,000 円
	優良住宅取扱支援制度利用の場合	43,000 円	73,000 円

注),1 設計図書の有無にかかわらず、耐久性基準が確認できる書類(平面図、炬計図)が必要となります。

注),2 連続建て、重ね建ての場合、上表の額に設計図書有り 4,000 円/(戸-1)、設計図書無し 6,000 円/(戸-1)を加算した手数料と致します。

注),3 単独申請で、遠隔割増料金が必要な地域は、別表3を参照ください。

注),4 上記金額に消費税(5%)を別途お支払い下さい。

### (2) 共同住宅

		現況調査等共用部		現況検査専用部
		設計図書有り	設計図書無し	
地上階数2以下の 共同建て	適合証明のみ	40,000 円		8,000 円/戸
	優良住宅取扱支援制度利用の場合	55,000 円		13,000 円/戸
地上階数3以上の 共同建て	適合証明のみ	70,000 円		5,000 円/戸

	優良住宅取扱支援制度利用の場合	82,000 円		7,000 円／戸
--	-----------------	----------	--	-----------

注)1 設計図書無しの場合は、お引き受けいたしません。

注)2 単独申請で、遠隔割増料金が必要な地域は、別表3を参照ください。

注)3 中古住宅、リ・ユース住宅(リ・ユースプラス住宅を含む)の適合証明手数料は、建築確認が昭和 56 年 5 月 31 日(建築確認日が確認できない場合を含む。)以前のものは、30,000 円を加算した(耐震診断の結果があるものを除く)手数料と致します。

但し、(1)設計図書有りとは、確認済証及び検査済証が存する場合とさせていただきます。

(2)設計図書無しとは、中古住宅、リ・ユース住宅(リ・ユースプラス住宅を含む)の適合証明業務は当面、次の項目につき、当該住宅の資料等が存し、簡易な現況調査で判定可能な範囲とさせていただきます。

①検査済証又は、耐震診断の結果報告書又は、当該物件の経緯等申告内容を証明する書類等など。

②確認済証又は、竣工図書(配置図、平面図、立面図及び、断面図)など。

注)4 当確認4. 当確認検査センターで既存住宅性能評価証(現況検査日から6ヶ月以内に限る。)を添付される場合は、中古住宅又は、リ・ユース住宅の適合証明手数料は一律 5,000 円／戸を頂きます。

注)5 適合証明書再発行手数料は、5,000 円／件と致します。

注)6 手数料の徴収方法及び徴収時期は、各申請時に現金にて申し受け致します。なお、調査途中で{不適}項目が出た場合は、それ以降の調査を中止し、調査費 30,000 円(地上階数3以上の共同建ては 50,000 円)を除く金額を返還いたします。

注)7 上記金額に消費税(5%)を別途お支払い下さい。

(別表3)

府 県	割 増 金 額		
	6,000 円	9,000 円	実質交通費等に応じた成 諾額
大阪府	能勢町、豊能町、岬町 阪南市		
兵庫県	明石市、三田市、猪名川 町、播磨町	加古川市、三木市、稲美 町、小野市、淡路市、洲 本市、南あわじ市、姫路 市	上記以遠の遠隔地
京都府	京都市(北区、西京区、右 京区、左京区、山科区)、 宇治市、城陽市、京田辺 市、木津川市、井手町、 精華町	亀岡市	上記以遠の遠隔地
奈良県	大和郡山市、天理市、桜 井市、橿原市、御所市、 葛城市、大和高田市、香 芝市、斑鳩市、河合町、 安堵町、川西町、三宅 町、上牧町、広陵町、田 原本町	吉野町、五條市、大淀町	上記以遠の遠隔地
滋賀県		大津市、草津市、守山 市、栗東市、湖南市、野 洲市、近江八幡市、安土 市、彦根市、米原市、長 浜市、東近江市、日野市	上記以遠の遠隔地
和歌山県	和歌山市、橋本市	岩出市、紀の川市、海南 市、有田市、かつらぎ町、 湯浅町	上記以遠の遠隔地